

第13章 人権問題

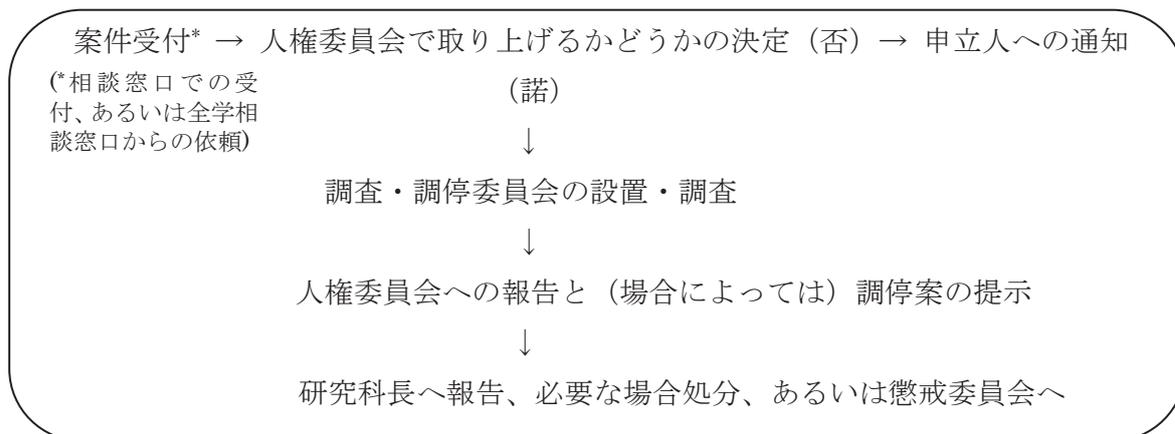
本章では、まず、農学研究科／農学部の人権問題対策の体制を、人権問題対策委員会とハラスメント窓口相談員に分けて説明する。その後、ここ6年間に発生した人権問題とその対応策を中心に、本研究科／学部の人権問題の実情について詳述する。

13-1. 人権問題対策の体制

13-1-1. 人権問題対策委員会

本研究科／学部では、平成13年度に人権問題対策委員会（以下、「人権委員会」）を発足させた。次項で述べるハラスメント窓口相談員と連携し、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント等、種々のハラスメントを含む人権問題全体を扱っている。人権委員会は、各専攻から選出された委員と、全学人権委員会委員、カウンセリングセンター管理運営委員会委員、学生部委員会委員、人権問題担当の副研究科長、事務部長から構成されている。人権委員会は、毎年度末に定期的開催される一回を除いては、検討課題がある際、あるいは人権問題案件が起こった際に開催される。平成17・18・19年度には3回、20年度には3回、21年度には4回、22年度には3回の委員会が開催されている。

人権問題案件の処理は以下の手順で進める。



人権委員会への申立は、通常、窓口相談員を通じて行われるが、カウンセリングセンターに設置された全学相談窓口からの依頼により行われることもある。案件を受け付けた後、人権委員会を開催し、当該案件を人権委員会として取り上げるかどうかを検討する。取り上げることになった場合、速やかに調査・調停委員を数名選定し、調査・調停委員会を設置する。通常は、調査・調停委員会は人権委員会委員で構成するが、必要に応じて、弁護士、カウンセラーなどの外部者も含める。

人権委員会の内規では、3ヶ月以内に調査を終え、調停案を作成するが、問題によっては調査に長期間を要することもある。調査・調停委員会での調査を終えた時点で、人権委員会に結果を報告し、人権委員会で、調停案を検討する。調停案が了承された後、申立人・被申立人に、調停案を提示し、調停の成立をはかる。その後、研究科長へ報告し、必要に応じて

処分を行う。

以上の体制で、案件の処理を図るが、平成 17～22 年度で、実際に調査・調停委員会を設置して調査・調停を行ったのは 3 件（18 年度 1 件、21 年度 2 件）であり、1 件は懲戒案件、他 2 件はいずれも調停に至っている。

平成 17～22 年度では、人権問題案件の処理以外で、人権委員会で検討した主な議事は以下の通りである。

a. 農学研究科／学部の規程整備及びガイドラインの作成について

平成 17 年に「京都大学ハラスメント防止・対策ガイドライン」が制定されたのに伴い、同年、人権委員会内部に「農学研究科ガイドラインの作成及び農学研究科／農学部人権問題対策要項の見直しに係るワーキンググループ」を設置し検討を重ねた。その結果を踏まえて、「農学研究科・農学部におけるハラスメントの防止等に関する内規」及び「農学研究科・農学部ハラスメント防止・対策ガイドライン」の原案を作成し、人権委員会での検討を経て、平成 18 年度はじめに、農学研究科教授会で制定が了承された。

b. 人権問題に関するセミナーの開催について

平成 17 年、この年度に起こった教員の懲戒処分問題の再発防止策の一環として、本研究科主催で人権問題に関するセミナーの開催を企画・検討した。セミナーは、平成 17 年度 3 月に開催され、他部局を含め、数多くの参加者があった。

c. 農学研究科／学部窓口相談体制の改善

本研究科／学部のハラスメント窓口相談員は研究科長が指名するが、相談体制の維持改善については、随時人権委員会で検討を行っている。また、数年に一度、窓口相談員との合同会議を開催し、窓口相談員から直接意見の収集に努めている。

d. 農学研究科／学部の規程及びガイドラインの改訂について

平成 20・21 年度、全学の人権問題対策体制の変更に伴い、「農学研究科・農学部における人権問題対策委員会内規」「農学研究科・農学部におけるハラスメントの防止等に関する内規」を検討し、部分的に改訂した。

e. 年度ごとの人権問題の動向分析

各年度末の人権委員会において、当該年度の人権問題を総括し、動向分析を行うと同時に、対策の強化について検討している。その結果に基づき、当該年度最後の研究科教授会の際に、人権委員会委員長がその年度の人権問題報告を行い、教授会構成員への注意の喚起を促している。

13-1-2. ハラスメント窓口相談員

本研究科／学部では、平成 11 年より相談窓口を設置し、セクシュアルハラスメント窓口相談員 8 名（北部地区教員 4 名、職員 2 名、宇治地区教員 1 名、職員 1 名）を指名し、セクシュアルハラスメントを中心に、構成員の相談に応じる体制を整えた。平成 16 年、セクシュアルハラスメントだけでなく、他のハラスメントにも積極的に対応するため、名称をハラスメント窓口相談員（以下、「窓口相談員」）と改めた。その後、窓口相談体制の強化をはかり、

窓口相談員の数を増加させ、現在の相談員は17名（北部地区教員10名、職員3名、宇治地区教員2名、職員1名、高槻農場教員1名；男性9名、女性8名）である。また、平成18年度からは、ハラスメント窓口相談員連絡会を年2回開催し、情報の共有を図ると同時に、相談時の問題点などについて検討を行っている。検討結果については、オブザーバーとして参加している人権委員会委員長を通じて、人権委員会に報告される。

窓口相談員は、原則として二人以上、可能であれば男女一名ずつの相談員で相談を受ける。相談者が、人権委員会への申立を望む場合、速やかに人権委員会委員長に連絡し、人権委員会での検討を依頼する。実際には、人権委員会への申立を望む相談者は比較的少なく、多くの場合、窓口相談員が直接解決策を探ることになる。平成17年度以降の相談件数は、平成17年度年3件、18年度年4件、19年度3件、20年度2件、21年度3件、22年度3件である。

既に述べたように、本研究科／学部では、相当数の窓口相談員を配置しているが、その多くは、長年窓口相談員を務めており、経験豊かである。また、英語での相談に対応可能な相談員も6名おり、留学生に対する対応も配慮している。一方、異動などにより新規に窓口相談員となった者に対しては、原則として一年に一度開催される窓口相談員の研修に参加することを義務づけている。

本研究科／学部構成員への、窓口相談体制の周知は、年度に一度配布する窓口相談員のリストの掲載された京都大学人権パンフレットにより行い、農学研究科／農学部ホームページにも、窓口相談員のリストを掲載している。さらに、学部及び大学院の新入生ガイダンスの際、人権委員会委員長が、窓口相談体制の説明を行っている。

[分析評]

人権委員会とハラスメント窓口相談員が連携して、種々のハラスメントをはじめとする人権問題へ対応をはかる本研究科／学部の体制は、概ね適切な状況にあると考えられる。調査・調停案件も窓口相談案件も適切な対応がなされ、解決に至らなかった案件はわずかであることは大きな実績である。窓口相談員の数は本学部局中最大であり、女性相談員も多く、留学生に対しても対応可能な相談員も配置されており、十分な対応体制がとられていると言える。また、人権問題対応体制の周知については、学部・大学院入学時のガイダンスの際の説明やパンフレットの作成・配布など、相当配慮されていると評価できる。

幸いなことに、現在、案件数が比較的限られているため、人権委員会委員、窓口相談員の負担は、さほど大きいわけではないが、一旦、問題が起こると負担は加速度的に大きくなり、殊に、調査・調停委員にかかる負担・責任が極めて大きくなる。問題の重大性、秘密性に鑑み、委員及び相談員の負担が大きくなるのはある程度避けがたいが、何らかの負担軽減策が望まれる。

[資料]

- 農学研究科／農学部年報[生命・食料・環境]
- 農学研究科・農学部における人権問題対策委員会内規
- 農学研究科・農学部におけるハラスメントの防止等に関する内規
- 農学研究科・農学部ハラスメント防止・対策ガイドライン
- 農学研究科／農学部ホーム

13-2. 本研究科／学部人権問題の実情

平成 17～22 年度に本研究科／学部で起こった人権問題は、本人間での話し合いや指導教員や上司の説諭によりある程度の解決に至った場合から、当事者に懲戒処分がなされた場合まで、さまざまである。以下に、数件の事例を示す。なお、既に述べたように、人権委員会で調査・調停委員会を設置した件数は、平成 17～22 年度で 3 件であった。そのほか、新聞報道に端を発し、特別な対応委員会が設置された案件も 1 件あった。どの件も相当深刻であり、調査に相当の時間と労力を要した。

平成 17 年度には、ある分野での教員間のアカデミックハラスメント・パワーハラスメントが表面化し、論文不正引用事件として新聞紙上に掲載された。そのため、研究科長の下に各専攻長からなる特別な対応委員会を設置し、詳細な調査の結果、被申立教員に対する懲戒処分を含む最終報告の後、人権委員会、懲戒処分委員会、研究科教授会の議を経て、被申立教員に対する懲戒処分（停職 3 ヶ月）を確定し実施した。平成 18 年度には、教員間の人事問題に関するハラスメントの申立があり、人権委員会で調査・調停委員会を設置し、詳細な調査を行い、被申立教員の謝罪を含む調停案を提示し、両者が調停を受け入れた。平成 20 年度には、教員職員間のパワーハラスメントの申立があり、前例同様、人権委員会で調査・調停委員会を設置し、詳細な調査を行った。その結果、被申立教員に対する厳重注意処分を含む調停案が示され、双方が了承した。平成 21 年度には、カウンセリングセンターを通じて、教員学生間のセクシュアルハラスメントの申立があった。人権委員会で設置した調査・調停委員会（この件では、人権委員会委員のみでなく、弁護士、カウンセラーを 1 名ずつ含む）による詳細な調査の結果、被申立人に対する懲戒事由が存在することが報告された。この結果を受け、人権委員会でも詳細な検討を行い、調査・調停委員会の結論が妥当であることを認め、研究科長に報告した。この件は、平成 23 年 3 月現在、研究科長の下に設置された懲戒処分委員会で検討されている。

この他、人権委員会にとりあげられなかったが、教員職員間のパワーハラスメント、職員間のパワーハラスメント、教員学生間のアカデミックハラスメント、留学生と教員の間でのアカデミックハラスメント、学生間のセクシュアルハラスメントなどの申立もあった。窓口相談員や関係者の努力で、ある程度の解決に至ったものが大半であるが、結局、根本的な解決策が見つからず、申立人がそのまま我慢する場合もあった。特に、本人が人権委員会に取り上げることも望まず、被申立人に働きかけることも望まない場合には、解決に至らないことがあった。

[分析評]

本研究科／学部の人権問題の傾向としては、セクシュアルハラスメントが比較的少なく、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントが多い。特に、教員の厳しい指導が、強圧的指導であるとして学生に受け取られる場合が多い。既に上で述べた通り、年度最後の教授

会で、その年度の案件について報告し、注意を喚起していることが功を奏してか、教授に対するハラスメントの申立は減る傾向にあるが、近年は、若い教員や非常勤研究員と学生の間で問題が起こる場合が増えている。教授だけでなく、教員全体を対象とした研修などを考える必要があると思われる。この6年間で、3件が人権委員会で取り上げられ、調査・調停委員会を設置した。この件数を少しでも少なくできるよう、ハラスメントの防止に一層の努力をする必要がある。

なお、被害者がカウンセリングセンターに相談した場合、カウンセリングセンターから、直接対応の依頼があった場合を除き、本研究科／学部には通知されることはない。そのため、発生件数など、本研究科／学部の人権問題のより正確な動向について完全に把握することができず、分析や対応体制の向上をはかる際の足枷となっている。守秘義務のため、カウンセリングセンター側に対応の難しい点があることは理解できるが、何らかの改善を望みたい。

[資料]

○人権問題対策委員会議事録（原則非公開）